

記入方法・必要書類

<請求者欄について>

②氏名	<ul style="list-style-type: none"> 請求者の要件は、児童を監護し、かつ、児童と生計同一の父または母となります。 父母とも要件を満たす場合は、いずれか生計を維持する程度の高い方(通常収入が多い方)が請求者となります。 父母に監護されず生計が別である児童を監護し、かつ、生計維持している方も請求できます。
⑩1月1日現在の住所	<ul style="list-style-type: none"> 1～4月の申請は前年、5～12月の申請は本年の1月1日の住所です。 1月1日の住所が海外の場合は、パスポートの写し(顔写真のページ及び1月1日をはさむ出入国スタンプのページ)が必要です。 パスポートで確認ができない場合は、戸籍の附票(原本)が必要です。
⑪振込希望金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関で取り扱います。口座は、請求者名義の「普通預金」口座をご指定ください。
⑫加入年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 「1 厚生年金保険(右記2以外・私学共済)」、「3 国民年金」、「4年金未加入等」に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 必要書類はありません。 ※「4 年金未加入等」に該当する方 年金未加入、年金受給中、年金を払い終えた方 ● 「2 厚生年金保険(郵政共済・国共済・地共済)」に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 下記枠内(1)～(3)の共済組合員証に該当する場合は、共済組合員証の写しを添付してください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> (1)日本郵政共済組合員証(JP) (2)文部科学省共済組合員証(〇〇大学支部に限る) (3)共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人又は地方独立行政法人であることが明らかなもの(※保険証に勤務先の記載があるものに限り) </div> <p><注意> 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合加入の方で、上記以外の共済組合員証をお持ちの方は、「年金加入証明書」が必要になりますので、勤務先から証明を受けてご提出ください。</p>

<配偶者欄について>

⑬住所	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の住所が請求者の住所と異なる場合、記入してください。
⑬1月1日現在の住所	<ul style="list-style-type: none"> 1～4月の申請は前年、5～12月の申請は本年の1月1日の住所です。 1月1日の住所が海外の場合は、パスポートの写し(顔写真のページ及び1月1日をはさむ出入国スタンプのページ)が必要です。 パスポートで確認ができない場合は、戸籍の附票が必要です。 ※配偶者の現住所が海外の場合、配偶者のパスポートの写しは不要です。

<受給者変更欄について>

◎前受給者について	<ul style="list-style-type: none"> 離婚や死別等の理由により受給者が変更となる場合は必要事項を記入してください。 ただし、前受給者が配偶者の場合は記入不要です。
-----------	---

<児童欄について>

⑳氏名	<ul style="list-style-type: none"> 18歳の年度末までの間にある全ての児童を記入してください。
㉑同居・別居の別	<ul style="list-style-type: none"> 別居している児童がいる場合(別世帯の場合も含む)は、別居監護申立書をご提出ください。
㉒監護	<ul style="list-style-type: none"> 児童の生活について面倒をみているかどうかです。(面倒をみていれば、監護「有」となります。)
㉓生計	<ul style="list-style-type: none"> 父母が児童を養育している場合は、「同一」に○をしてください。 父母以外の方が児童を養育している場合は、「維持」に○をして、養育申立書をご提出ください。

※その他、必要に応じて添付する書類があります。(窓口等で案内いたします。)

提出先

こども給付課(はぐくみかん1階)、窓口サービス課(市役所1号館1階)、各行政センター(役所屋では提出できません。)